

令和8年第1回（2月）定例市議会説明資料

1	議案第3号 安中市職員定数条例の一部改正について	1
2	議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 について	2
3	議案第5号 安中市長等の給与に関する条例の一部改正について	3
4	議案第6号 安中市職員の給与に関する条例の一部改正について	4
5	議案第7号 安中市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部改正について	10
6	議案第8号 安中市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤 強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改 正について	14
7	議案第9号 安中市体育施設条例の一部改正について	15
8	議案第10号 西毛総合運動公園条例の一部改正について	17
9	議案第11号 安中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部改正について	18
10	議案第12号 安中市国民健康保険税条例の一部改正について	21
11	議案第13号 安中市介護保険条例の一部改正について	36
12	議案第14号 安中市小口資金融資促進条例の一部改正について	41
13	議案第15号 安中市道路構造条例の一部改正について	42

安中市職員定数条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>他の地方公共団体に派遣された職員</u>については、 前項の職員の定数外とすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>次に掲げる職員</u>については、 前項の職員の定数外とすることができる。</p> <p>(1) <u>他の地方公共団体に派遣された職員</u></p> <p>(2) <u>休職中の職員</u></p> <p>(3) <u>育児休業中の職員</u></p> <p>(4) <u>自己啓発等休業中の職員</u></p> <p>(5) <u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成18年安中市条例第27号)第2条第1項の規定 に基づき派遣された職員</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第2項各号に掲げる職員が復職し、又は復帰した 場合において、職員数が第1項各号に定める職員の 定数を超えることとなるときは、その超えること となる職員については、1年を超えない期間に限 り、定数外とすることができる。</u></p>

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第1条関係：公布日施行分

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する議員にあっては、辞職又は死亡の日現在)において受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に<u>100分の227.5</u></p> <p>_____を乗じて得た額に、基準日前6月以内におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する議員にあっては、辞職又は死亡の日現在)において受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の227.5、12月に支給する場合には100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6月以内におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

第2条関係：令和8年4月1日施行分

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する議員にあっては、辞職又は死亡の日現在)において受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の227.5、12月に支給する場合には100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6月以内におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する議員にあっては、辞職又は死亡の日現在)において受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に<u>100分の230</u></p> <p>_____を乗じて得た額に、基準日前6月以内におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

安中市長等の給与に関する条例の一部改正について

第1条関係：公布日施行分

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(期末手当等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の227.5、12月に支給する場合には100分の232.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

第2条関係：令和8年4月1日施行分

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(期末手当等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の227.5、12月に支給する場合には100分の232.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

安中市職員の給与に関する条例の一部改正について

第1条関係：公布日施行分

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第8条の3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち欠員の補充が困難と認められる職に新たに採用された職員には、月額<u>31万円</u> (最高限度額)を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道2キロメートル以上4キロメートル未満である職員 4,100円</p> <p>イ 使用距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員 4,300円</p> <p>エ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,400円</p> <p>オ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>カ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロ</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第8条の3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち欠員の補充が困難と認められる職に新たに採用された職員には、月額<u>31万800円</u>(最高限度額)を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道2キロメートル以上4キロメートル未満である職員 4,100円</p> <p>イ 使用距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員 4,300円</p> <p>エ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,400円</p> <p>オ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>カ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロ</p>

メートル未満である職員 10,000円

キ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ク 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ケ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

コ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

サ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

シ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ス 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

セ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ソ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) (略)

3~7 (略)

(宿日直手当)

第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、碓氷病院において宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき3万1,000円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 (略)

(期末手当)

第23条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125

_____ (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除

メートル未満である職員 10,400円

キ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

ク 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

ケ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

コ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

サ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

シ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

ス 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

セ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ソ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3~7 (略)

(宿日直手当)

第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、碓氷病院において宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき3万1,000円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 (略)

(期末手当)

第23条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除

く。第24条第2項において「特定幹部職員」という。) にあつては、100分の105

_____)を乗じて
得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当
該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定め
る割合を乗じて得た額とする。

(略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規
定の適用については、同項中「100分の125」と
あるのは「100分の70」と、「100分の105」
とあるのは「100分の60」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第24条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が
規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得
た額とする。この場合において、各任命権者が支
給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各
号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当
該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職
員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当
該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死
亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した
日現在。次項において同じ。)において受けるべ
き扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の
月額の合計額を加算した額に
_____ 100分の105(特定幹部職員にあつては、1
00分の125) _____

_____ を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職
員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手
当基礎額に _____ 100分の50
(特定幹部職員にあつては、100分の60) _____

_____ を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第3条関係) 全部改正

別表第2(第3条関係) 全部改正

く。第24条第2項において「特定幹部職員」という。) にあつては、6月に支給する場合には100分の105、

12月に支給する場合には100分の107.5)を乗じて
得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当
該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定め
る割合を乗じて得た額とする。

(略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規
定の適用については、同項中「100分の127.5」と
あるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」
とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第24条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が
規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得
た額とする。この場合において、各任命権者が支
給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各
号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当
該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職
員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当
該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死
亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した
日現在。次項において同じ。)において受けるべ
き扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の
月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場
合には100分の105(特定幹部職員にあつては、1
00分の125)、12月に支給する場合には100分の1
07.5(特定幹部職員にあつては、100分の127.5)
を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職
員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手
当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50
(特定幹部職員にあつては、100分の60)、12月に
支給する場合には52.5(特定幹部職員にあつて
は、100分の62.5)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第3条関係) 全部改正

別表第2(第3条関係) 全部改正

現 行	改 正 案
<p>(通勤手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に</u></p> <p style="padding-left: 2em;">_____定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア <u>自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道2キロメートル以上4キロメートル未満である職員 4,100円</u></p> <p>イ <u>使用距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である職員 4,200円</u></p> <p>ウ <u>使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員 4,300円</u></p> <p>エ <u>使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,400円</u></p> <p>オ <u>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</u></p> <p>カ <u>使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</u></p> <p>キ <u>使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</u></p> <p>ク <u>使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円</u></p> <p>ケ <u>使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円</u></p> <p>コ <u>使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円</u></p> <p>サ <u>使用距離が片道40キロメートル以上45キロ</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 _____支給単位期間につき、<u>66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</u></p> <p>(削除)</p>

メートル未満である職員 25,900円

シ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロ

メートル未満である職員 29,100円

ス 使用距離が片道50キロメートル以上55キロ

メートル未満である職員 32,300円

セ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロ

メートル未満である職員 35,500円

ソ 使用距離が片道60キロメートル以上である

職員 38,700円

(3) (略)

3~7 (略)

(期末手当)

第23条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4~6 (略)

(勤勉手当)

第24条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(3) (略)

3~7 (略)

(期末手当)

第23条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25

(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては100分の106.25

)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4~6 (略)

(勤勉手当)

第24条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当

該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105(特定幹部職員にあつては、100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあつては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50(特定幹部職員にあつては、100分の60)、12月に支給する場合には100分の52.5(特定幹部職員にあつては、100分の62.5)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25
(特定幹部職員にあつては、100分の126.25)
)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25
(特定幹部職員にあつては、100分の61.25)
)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の50」

_____と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

別表第1(第3条関係) 全部改正

別表第2(第3条関係) 改正箇所は別紙のとおり

は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の50」と、「100分の107.5」とあるのは「100

分の52.5」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

別表第1(第3条関係) 全部改正

別表第2(第3条関係) 改正箇所は別紙のとおり

第2条関係：令和8年4月1日施行分

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の125</u>、12月に支給する場合には<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1000分の126</u> <u>2.5</u> _____を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第10条の2 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額を超えてはならない。

3～5 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第18条 第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の50」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第10条の2 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に1000分の1062.5を乗じて得た額を超えてはならない。

3～5 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第18条 第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「1000分の1262.5」とあるのは「1000分の712.5」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「1000分の1062.5」とあるのは「1000分の512.5」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以

内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

安中市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 市長は、同意基本計画の同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年以内に、対象施設を設置した者について、対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建築の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度分に限り課税免除とする。</p>	<p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 市長は、同意基本計画の同意の日(以下「同意日」という。)から令和10年3月31日までに、対象施設を設置した者について、対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建築の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度分に限り課税免除とする。</p>

安中市体育施設条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行		改 正 案	
別表第1(第2条関係) 体育館		別表第1(第2条関係) 体育館	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
安中市東横野体育館	安中市鷺宮3085番地5	安中市東横野体育館	安中市鷺宮3085番地5
(新設)	(新設)	安中市後閑体育館	安中市下後閑1980番地1
(略)	(略)	(略)	(略)
安中市九十九体育館	安中市松井田町下増田44 9番地1	安中市細野体育館	安中市松井田町上増田35 97番地1
(略)		(略)	
別表第2(第4条関係) 体育館		別表第2(第4条関係) 体育館	
施設名	利用時間	施設名	利用時間
(略)	(略)	(略)	(略)
安中市東横野体 育館	平日(午前9時か ら午後9時まで)	安中市東横野体 育館	平日(午前9時か ら午後9時まで)
	毎週月曜日(国民 の祝日は除く。) 日曜日及び国民 年末年始(12月2 8日から翌年1月 4日まで)		毎週月曜日(国民 の祝日は除く。) 日曜日及び国民 年末年始(12月2 8日から翌年1月 4日まで)
(新設)		安中市後閑体育 館	平日(午前9時か ら午後9時まで)
			毎週月曜日(国民 の祝日は除く。) 日曜日及び国民 年末年始(12月2 8日から翌年1月 4日まで)
(略)	(略)	(略)	(略)
安中市九十九体 育館	平日(午前9時か ら午後9時まで)	安中市細野体育 館	平日(午前9時か ら午後9時まで)
	毎週火曜日(国民 の祝日は除く。) 日曜日及び国民 年末年始(12月2 8日から翌年1月 4日まで)		毎週火曜日(国民 の祝日は除く。) 日曜日及び国民 年末年始(12月2 8日から翌年1月 4日まで)

で

(略)

別表第3(第8条関係)

体育館

施設名		区分			
		9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
安中市	市民	無料			
東横野	上記以外	530円	530円	530円	530円
体育館	外の者				
(新設)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
安中市	市民	無料			
九十九	上記以外	530円	530円	530円	530円
体育館	外の者				

(略)

で

(略)

別表第3(第8条関係)

体育館

施設名		区分			
		9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
安中市	市民	無料			
東横野	上記以外	530円	530円	530円	530円
体育館	外の者				
安中市	市民	無料			
後閑体	上記以外	530円	530円	530円	530円
育館	外の者				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
安中市	市民	無料			
細野体	上記以外	530円	530円	530円	530円
育館	外の者				

(略)

西毛総合運動公園条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案								
<p>題名</p> <p><u>西毛総合運動公園条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第2条 総合運動公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="185 759 788 857"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>西毛総合運動公園</u></td> <td>安中市中宿283番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(公園施設)</p> <p>第3条 <u>西毛総合運動公園</u> (以下「公園」という。)に設ける公園施設(都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「公園法」という。)第2条第2項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 <u>この条例の施行の際別表第2に規定する市民とは、当分の間、高崎市・安中市消防組合(高崎市・安中市消防組合同規約(昭和45年群馬県指令地第217号)第1条の組合をいう。)</u>を組織する高崎市及び安中市の市民とする。</p>	名称	位置	<u>西毛総合運動公園</u>	安中市中宿283番地	<p>題名</p> <p><u>安中市総合運動公園条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第2条 総合運動公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="868 759 1471 857"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>安中市総合運動公園</u></td> <td>安中市中宿283番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(公園施設)</p> <p>第3条 <u>安中市総合運動公園</u>(以下「公園」という。)に設ける公園施設(都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「公園法」という。)第2条第2項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>(削除)</p>	名称	位置	<u>安中市総合運動公園</u>	安中市中宿283番地
名称	位置								
<u>西毛総合運動公園</u>	安中市中宿283番地								
名称	位置								
<u>安中市総合運動公園</u>	安中市中宿283番地								

安中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び 利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) _____ 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p>

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員

_____の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第23条 (略)

(新設)

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員

_____は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下この項において同じ。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第23条 (略)

(設備及び職員の基準の特例)

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。_____

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園

支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物

をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(新設)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第26号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.7を乗じて算定する。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.7を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)

の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係

(2) 特定世帯 400円

(3) 特定継続世帯 600円

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係

る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,100円

(イ) 特定世帯 8,050円

(ウ) 特定継続世帯 12,075円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500円

(イ) 特定世帯 1,750円

(ウ) 特定継続世帯 2,625円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,200円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,800円

(新設)

(新設)

(新設)

る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,100円

(イ) 特定世帯 8,050円

(ウ) 特定継続世帯 12,075円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500円

(イ) 特定世帯 1,750円

(ウ) 特定継続世帯 2,625円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,200円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,800円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 840円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,500円

(イ) 特定世帯 5,750円

(ウ) 特定継続世帯 8,625円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,500円

(イ) 特定世帯 1,250円

(ウ) 特定継続世帯 1,875円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均

に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,500円

(イ) 特定世帯 5,750円

(ウ) 特定継続世帯 8,625円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,500円

(イ) 特定世帯 1,250円

(ウ) 特定継続世帯 1,875円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均

等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
3,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,000円

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
4,600円

等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
3,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,000円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 600円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
4,600円

(イ) 特定世帯 2,300円

(ウ) 特定継続世帯 3,450円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1
人について 1,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ
る世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
1,000円

(イ) 特定世帯 500円

(ウ) 特定継続世帯 750円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2
項に規定する世帯主を除く。) 1人について
1,200円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等
割額 1世帯について 800円

(新設)

(新設)

(新設)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6
歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被
保険者(以下「未就学児」という。)がある場合にお
ける当該納税義務者に対して課する被保険者均等

(イ) 特定世帯 2,300円

(ウ) 特定継続世帯 3,450円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1
人について 1,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ
る世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
1,000円

(イ) 特定世帯 500円

(ウ) 特定継続世帯 750円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2
項に規定する世帯主を除く。) 1人について
1,200円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等
割額 1世帯について 800円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子
育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除
く。)1人について 240円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子
育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均
等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規
定する世帯主を除く。)1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子
育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に
掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定め
る額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6
歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被
保険者(以下「未就学児」という。)がある場合にお
ける当該納税義務者に対して課する被保険者均等

割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)及び(2) (略)

(新設)

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額 から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

(新設)

(新設)

割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(新設)

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の7の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(新設)

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。)は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は

法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2

法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2

項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条

及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条

及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山

項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条

の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条

の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山

林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と

林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と

と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____

と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条

___及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条

___及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3

の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3

条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」
とする。

条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」
とする。

安中市介護保険条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>附 則 (新設)</p>	<p>附 則 <u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p>13 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この項から第16項までにおいて同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)</u>」とあるのは、「<u>合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年</u></p>

(新設)

中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

14 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第92条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(新設)

15 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係

る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)
16 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除く。)であって、

(新設)

令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い安中市市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額

以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い安中市市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い安中市市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(新設)

17 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

安中市小口資金融資促進条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 合併前の安中市小口資金融資促進条例(昭和31年安中市条例第11号)又は松井田町小口資金融資促進条例(昭和31年松井田町条例第1号)(以下「合併前の条例」という。)及びこの条例の規定により融資を受けた者(以下「借入者」という。)の当該融資に係る既往債務について、借入者は、この条例に基づく融資によりこの条例の施行の日から<u>令和8年3月31日</u>までの間、借換えをすることができる。この場合において、当該借換えにおける条件、手続等については、この条例に定めるほか、別に定めるものとする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 合併前の安中市小口資金融資促進条例(昭和31年安中市条例第11号)又は松井田町小口資金融資促進条例(昭和31年松井田町条例第1号)(以下「合併前の条例」という。)及びこの条例の規定により融資を受けた者(以下「借入者」という。)の当該融資に係る既往債務について、借入者は、この条例に基づく融資によりこの条例の施行の日から<u>令和9年3月31日</u>までの間、借換えをすることができる。この場合において、当該借換えにおける条件、手続等については、この条例に定めるほか、別に定めるものとする。</p>

安中市道路構造条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(次に掲げるものを除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道_____の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部<small>きやく</small>を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 副道_____の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(自転車道)</p> <p>第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種_____又は第4種_____の道路には、自転車道を道路の各側に設けるもの</p>	<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(次に掲げるものを除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>自転車通行帯</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部<small>きやく</small>を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 副道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(自転車道)</p> <p>第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(<u>第4級及び第5級を除く。次項において同じ。</u>)又は第4種(<u>第3級及び第4級を除く。同項において同じ。</u>)の道路には、自転車道を道路の各側に設けるもの</p>

とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(新設)

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道_____を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道_____

とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(自転車通行帯)

第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通

_____を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道_____の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、次に掲げるものを設けるものとする。

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条第3項_____、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準に

行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、次に掲げるものを設けるものとする。

(1) (略)

(2) 自動運行補助施設

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第9条の2第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準に

よらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項_____、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(新設)

よらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第9条の2第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(歩行者利便増進道路)

第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

- 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

- 3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、安中市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成25年安中市条例第10号)で定める基準に適合する構造とするものとする。